

さいたま市自治基本条例検討委員会

第3回 会議の記録

(要約記録)

日時	平成 22 年 5 月 25 日(火) 18:45～21:10
場所	さいたま市役所第 2 別館 第 1 会議室
参加者 敬称略	(委員) 計 17 名 歌川 光一 / 内田 智 / 小野田 晃夫 / 栗原 保 / 小林 直太 / 高橋 直郁 / 中田 了介 / 細川 晴衣 / 湯浅 慶 / 渡邊 初江 / 染谷 義一 / 中津原 努 / 東 一邦 / 富沢 賢治 / 福島 康仁 / 古屋 さおり / 吉川 はる奈(欠席者:伊藤 巖 / 遠藤 佳菜恵 / 三宅 雄彦) (事務局:さいたま市) 計 9 名 政策企画部参事企画調整課長 川島雅典 / 企画調整課副参事 高根哲也 / 企画調整課主幹 松本 孝 / 企画調整課総合振興計画係長 柿沼浩二 / 総合振興計画係主査 松尾真介 / 総合振興計画係主査 大砂武博 / 総合振興計画係主査 島倉晋弥 / 総合振興計画係主任 高橋 格 / 企画調整課企画係主任 清水慶久 (地域総合計画研究所) 計 3 名 森井緑朗 / 松岡宏 / 細田祥子 (傍聴者) なし
配布資料	・次第 ・席次 資料1 グループ検討の進め方

1 開会

司会(事務局)

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

(本日の進め方、配布資料の確認)

2 第1回会議録について

事務局

- ・ 前回、会議録は要約記録とし、発言者の記載については各委員が選択することとなった。皆様に確認の上、必要な修正を加え、また、発言者を記載しないと選択された方については、全員が公募市民のため「A委員」「B委員」「C委員」とした。
- ・ なお、前回、要約記録であることを明確にするために「ですます体」より「である体」の方がよいのでは、という意見があったことを受けて、事務局で委員長に相談し「である体」に修正した。よろしければ、これをホームページ等で公表したい。

(異議なし、了承された)

3 議題

(1) 運営委員会の委員について

福島委員長

- ・ 前回、この委員会の運営の中心的役割を担い、本委員会の進め方や議題の検討などを行う運営委員会を立ち上げることを決定した。構成は、正副委員長の3名に若干名を加えたものを考えている。本日までに、事務局から皆様の意向を確認するアンケートの送付があったと思うが、その結果について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局

- ・ 湯浅委員から「積極的にやりたい」、また、内田委員、高橋委員、古屋委員、染谷委員から「委員になってもよい」とのお返事を頂いている。

福島委員長

- ・ では、どのように決めるか、意見をどうぞ。

小林委員

- ・ 「若干名」とは何人くらいを指すと考えるのか。

中津原副委員長

- ・ 合計8名というのが多すぎなければ、なるべく立候補した皆さんに運営委員になってほしい。

染谷委員

- ・ 「ぜひ委員になりたい」という方はなって頂き、それ以外の方については、委員長に一任したい。「若干名」とは、3～4名のイメージだ。選定基準を決めるのは大変難しいので、委員長が決めていいのではないかな。

小林委員

- ・ じゃんけんで決める、というのも一つの方法だ。

B委員

- ・ 「ぜひ委員になりたい」「委員になってもよい」と言った方全員では問題があるのか？

中津原副委員長

- ・ 少し多いが、不可能ではない。毎回、全員が出席できるとも限らない。

高橋委員

- ・ なり手がいないということだと申し訳ないと思ったので「やってもよい」とした。人数が多すぎるようであれば、降りてもよい。

染谷委員

- ・ 私も同様である。降りてもよい。

吉川委員

- ・ せっかく名乗りを上げて頂いた方なのだから全員でいいと思う。

中津原副委員長

- ・ 事務局としては8名で支障はないかな。

事務局

- ・ 大丈夫です。

【まとめ】

福島委員長

- ・ 立候補した委員と正副委員長、合計8名で運営委員会を構成する。

(2)自由討論

福島委員長

- ・ 続いて、議題(2)「自由討論」に入る。テーマについては、前回終了後、私と副委員長、事務局、(株)地域総合計画研究所とで打合せを行い、次第や資料1のとおり考えた。テーマをあまり限定せず、幅広く意見を出し合ってもらえるような問いかけとしている。
- ・ 進め方について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局

(資料1「グループ検討の進め方」に基づき説明)

東委員

- ・ 3つのテーマは、それぞれ時間を分けて討論するのか、あるいは、同時に討論するのか。

事務局

- ・ その点については各グループに任せる。

中津原副委員長

- ・ 意見を整理しながらどんどん出してほしいので、テーマごとに時間を区切ると時間不足になるかもしれないと思うが、グループに任せたい。

福島委員長

- ・ ワークショップのご経験がある方もいると思うが、この委員会で行うのは初めてなので、地域総合計画研究所からのアドバイスを得ながら、やってみたい。

(グループ検討の記録については7ページ以降参照)

[グループ検討を踏まえた意見交換]

渡邊委員

- ・ 3つのグループともに概ね同じような意見が出たことが嬉しい。では、次は、これをどうやってまとめていくのか、何かいい知恵はないか。

中津原副委員長

- ・ 私の考えでは、「開かれた運営」を行いたい。例えば、団体、市民、行政の意見を聞きながら進めていきたい。
- ・ パブリックコメントやタウンミーティングは、通常、案が出来てから行うものだが、そうではなく、案が出来る前に、どんなニーズがあるのかを聞きながら進めたい。
- ・ この考え方でよければ、事務局と相談して進め方を提案したい。
- ・ また、どんな相手に話を聞くといいのか、ということも考えたい。

富沢委員

- ・ パブリックコメントを最終報告の前に行いたい。市民との交流を図りたい。

福島委員長

- ・ 検討プロセスの中で様々な相手と意見交換をして進める、という提案だ。
- ・ 運営委員会で具体的な相手を検討したいが、その際考慮する事項があればどうぞ。

東委員

- ・ データとしてお伝えしたい。さいたま市内に事務所を置くNPO法人は約400法人ある。

- ・ また、市民活動サポートセンターに登録する団体は約 1,000 団体。そのうち、NPO 法人は約 100 法人。登録団体のうち 900 団体は任意の市民活動団体で、市内に事務所を置く約 300 の NPO 法人は、サポートセンターに登録していないことになる。
- ・ また、公民館に登録している団体を合計すると、1 万団体を超える。すべてが公益的な活動をする団体というわけではなく、趣味のサークルも含む。

中津原副委員長

- ・ 東委員、どのような団体や人に声を掛けたいか、アイデアはないか。
- ・ 検討委員会の場に来てもらうことでもいいし、こちらから出向くのも構わない。サポートセンターと連携したい。

東委員

- ・ 広報について協力することはできる。このテーマについてどのぐらいの団体が関心を示すかは何とも言えないが。
- ・ それから、これは自治連の伊藤さんが詳しいと思うが、自治会は市内に約 800 団体ある。3,000 世帯からなるものから、十数世帯まで、規模はさまざまである。

中津原副委員長

- ・ 地縁の団体とテーマ別活動を行う団体があるということだ。両方を対象にする必要があるだろう。

福島委員長

- ・ 「企業市民」という考え方も出されたが、産業、商業分野からは、染谷委員に提案を頂きたい。

染谷委員

- ・ 提案する。

東委員

- ・ その他、市民が多く集まる団体としては生活協同組合があるし、地縁団体には民生委員・児童委員協議会や地区社会福祉協議会などもある。PTA なども考えられる。

小林委員

- ・ 公募委員である私は、自分で学習しながら参加している。他の団体の方に話を聞くのも重要だが、その前に「自治基本条例とは何か」といった前提となる資料をあらかじめ渡しておくべきだ。その説明から入るのでは時間のロスがあるし、有効な話が聞けないのではないか。

富沢委員

- ・ 今日のグループ検討でも、「勉強したい」という意見が多かった。あらかじめ読んでおくべき、というものがあれば、事務局からだけでなく、委員同士でも情報交換をしてはどうか。
- ・ 私は、行政と議会が「市民自治」または「市民参加」ということについて何を求めるのか、ということを知りたいと考えている。
- ・ また、市民のニーズをこれから聞くのも大切だが、過去に市民意識調査の結果などがあれば、それも活用したい。

中津原副委員長

- ・ 既存の市の条例についても学びたい。自治基本条例が「条例の王様」というなら「家来」の条例についてよく知らなければならない。

- ・ また、それぞれの条例が作られる過程でどのような議論があったのかが重要だ。策定に関わった人からも話を聞いてみたい。

高橋委員

- ・ 市民の皆さんに「自治基本条例とはなにか」を説明する前に私たちが共有すべき。
- ・ 第1回目の事務局からの説明では「自治体の憲法」という話があった。他方、第2回の三宅委員からの講義では、「団体自治については地方分権の流れの中で既に強化され、自治体の行政側の権力が強化されていることから、その暴走を抑制するために自治基本条例で住民自治を強化する必要が生じてきた」という話だった。しかし、他の自治基本条例を見ると総花的で、既に憲法等で保障されているようなことも定めている。
- ・ 我々もこういった総花的なものをつくるのか、あるいは、住民自治の強化に特化するのか。後者のほうがこの条例の存在意義があるのではないかと。これがさいたま市の条例の特徴になるのではないかと。
- ・ いずれにしても、どのような条例にするのかを再確認する必要がある。

福島委員長

- ・ いわゆるフルセット型、理念型、部分的なものなど、自治基本条例のパターンはあるようだが、最近の傾向はフルセット型が多くなっている、それで果たしていいのか、というご意見だった。

歌川委員

- ・ 勉強、ということに関して学識委員の位置付けはどのようなものか。つまり、情報提供は、事務局からされるのか、あるいは学識委員からされるのか、どちらが中心になるのか。

渡邊委員

- ・ 歌川委員もすでに資料をたくさんお持ちで私もそれを知りたい。また、私自身も本を読んで勉強している。
- ・ しかし、行政は情報収集力が優れている点があると思う。例えば、私たちが大和市に行って情報提供を求めるより、行政のネットワークを使った方が有効だろう。

中津原副委員長

- ・ 私は他の自治体の例ばかり学んでも仕方ないと考えている。それよりも、さいたま市で何が求められているかを考えることが大切だ。
- ・ 「これがあるから、こう役に立つ」という意見やアイデアを自分の活動を通して出してほしい。
- ・ また、三宅委員から「権力の規制」と「権力の構成」という二つの機能について話があった。「住民自治の強化」という側面に重点を置くべき、という意見があったが、私は両方が必要だと考えている。
- ・ もっと具体的には、「権力の規制」と「権力の構成」という2つの部会で検討を進めたらどうかとも考えている。つまり、行政、議会に関する規定を考える部会と、市民やその活動に関する規定を考える部会である。

【まとめ】

福島委員長

- ・ いままでの意見交換で、なんとなくであるが、作業手順が見えてきた気がする。自治基本条例をつくる、ということはさいたま市の具体的な絵を描くことだろう。

- ・ また、この検討委員会がさいたま市の住民自治を推進する中核になるという意気込みを感じた。
- ・ 次に、プロセスについては、他のアクターと意見交換しながら、PRしながら進める、ということだと思う。
- ・ 今日の議論を基にして、運営委員会で進め方を検討し、次回に提案したい。

東委員

- ・ この委員会の中で、メールアドレス等を共有したい。事務局は、メールアドレスを交換できるかどうかのアンケートなどを行って、差し支えない方同士、アドレスを共有できるようにしてほしい。

事務局

- ・ アンケートを実施する。

4 その他

事務局

- ・ 第2回会議録について、確認の回答をしていない方はお願いしたい。
- ・ また、次回は6月14日(月)夜間の開催となるが、少し間が空くため、本日、参考資料として市勢要覧、総合振興計画(概要版)、市民意識調査結果を配付するので参考にしてほしい。

5 閉会

司会

- ・ 次回委員会につきましては、6月14日の開催とする。
- ・ これで、「第3回さいたま市自治基本条例検討委員会」を終了とします。ありがとうございました。

さいたま市自治基本条例検討委員会
第3回会議 グループ検討の記録

第1班

〔委員〕

歌川（発表者）、栗原、中田、東、福島、渡邊

さいたま市自治基本条例に期待すること

〔幅広い市民のとらえ方をした条例〕

- ・ 適宜、行政からの情報提供をお願いする。
- ・ さいたま市は、多くの市民の社会的な活動で成り立っていると思うので、市民の定義を幅広くとったものであること。住んでいる人だけでなく、働く人、学ぶ人、活動する人などを含めて考える。
- ・ さいたま市の産業（企業）を条例の中でどのように扱うかは課題と考えている。
- ・ さいたま市に住み、さいたま市の企業に勤めている人も多い。また、企業の中には地域に役立ちたいと考えている企業もある。企業も人として市民に位置づけてもよいと考える。
- ・ 市民の規定については、市の参加条例（市民活動及び協働の推進条例）における市民の扱いを尊重しながら調整する必要がある。

〔いろいろな立場の人を視野に入れた条例〕

- ・ 子どもや障害者、外国人等、どのような市民にも当てはまる内容の条例にする。
- ・ 多様な市民の存在を大事にする。
- ・ 文教都市として、未来を担う子どもを重視して考えたいが、教育との関係でどのように位置づけるかは検討課題だ。

〔さいたま市の目指す姿が見える条例〕

- ・ さいたま市らしさを表現した条例にする。
- ・ 見沼たんぼなどの美しい自然を残すことを示す。
- ・ さいたま市は住宅地なので、美しいベッタウンとして形成されるまちをめざすことを示す。
- ・ 自治基本条例に適合した総合計画とすることが必要だ。

〔市民自治を醸成し、市民が主役の条例に〕

- ・ まちづくりに関心がない人も関心が持てるようにしたい。
- ・ 行政が市民活動の良さを再認識できる条例にする。
- ・ 市民の参加を重視した条例にする。
- ・ 条例を契機に市民活動が盛り上がる条例にする。

〔具体的な変化を起こす条例〕

- ・ つくって終わりにしないで、条例により具体的な変化を起こす条例にする。
- ・ 市民や行政が、条例で、新たな取り組みがいろいろと出来る内容にする。

〔わかりやすく説得力のある条例〕

- ・ たくさんの市民に分りやすく、納得のいく文章で書かれた条例にする。

【自治のシステム化を図る】

- ・ 政令指定都市としての役割を明らかにする。
- ・ 区の役割をはっきりさせた内容にする。
- ・ 現状では、区独自のまちづくりの予算が少なく、区自らまちづくりを進めるには困難な状況で、区独自にまちづくりに取り組める行財政の組織となるように条例の中で考えたい。
- ・ 条例で、行政と市民の新しい関係を構築した条例とする。
- ・ 常設型の住民投票が可能となる条例をつくりたい。
- ・ 教育委員会等の各種機関の役割、市民との関係を明らかにする。

【各主体の役割を明確にした条例】

- ・ 自治基本条例の中で、市民、議員、市長、市職員の役割を明確にする。
- ・ 条例制定におけるこの委員会と議会や議員の役割の違いを明確にする。

検討委員会のあり方について(位置づけ、役割、運営その他)

【条文の議決までを見届ける】

- ・ 議会での議決までを見届ける責任と役割を果たす。

【条文案検討の段階まで関わる】

- ・ 検討委員会の意見が市長提案の条文に反映されるために、条例案の逐条に至る段階まで行政等と意見交換の場を持つ。
- ・ 検討委員会は条文の案までをつくる。

【条例の理念と枠組みを明確に示す】

- ・ 検討委員会の議論では、最低限、条例の理念と枠組みを明確にする。

【市民の視点からの議論を重視する】

- ・ 市民の目線で議論する検討委員会にする。
- ・ 分かりやすい言葉で、固くない議論を。
- ・ 行政の条例案づくりの手伝いでなく、市民主体で条例をつくることを大切にする。

【検討委員会の運営のための事例の収集】

- ・ 先進市の委員会運営の優れたものの事例を収集し、参考に取り入れる。

【議論を活性化するための事務局の役割】

- ・ 適宜、行政からの情報提供をお願いする。そのため必要な資料は委員が資料提出を要望するが、事務局が重要と思った資料は遠慮なく提出してほしい。
- ・ 検討委員会に対し、市職員の全面的サポートが必要。

条例づくりのプロセスについて(市民、行政、議会等との関わり方など)

【幅広い市民の意見を集約する】

- ・ きめ細かく市民の意見を聴く機会を設ける。
- ・ タウンミーティングなどをどう活用するか課題。
- ・ 市民からの意見を吸い上げることを考える。
- ・ さいたま市の未来を担う地元の中・高校生の意見を聴集する。
- ・ 若者の中には地元を大事にして活動(サッカーのサポーターなど)する人がいるので、この人たちの意見を聴いてみる。
- ・ 幅広い多くの人の意見を聴くことで、委員自らも成長していく。

【検討委員会の活動を通じて自治を普及する】

- ・ 条例づくりの過程で、市民自治の意識が高まることを目指す。
- ・ 市民に自治に関心を持たせるような活動や普及が必要と思う。
- ・ 多くの市民が傍聴に来るように、委員それぞれがいろいろなところで検討委員会の活動をPRする。
- ・ 検討委員会の検討プロセスの中で、広く市民に認知され市民の議論が広がる、委員20数名の閉じられた議論にしないようなプロセスにする。
- ・ 市民自治が醸成されるようなプロセスを重視する。
- ・ NPO活動等（テーマ型コミュニティ）、地縁団体、行政など多集団の連携を図る。

【議会、市長及び市職員との意見交換の場を持つ】

- ・ 議会は当事者として主体的に条例づくりに関わるようにしたい。
- ・ 条例の意図や内容を検討委員会が議会に説明をさせてもらいたい。
- ・ 条例の提案権は市長と議会にあり、議会への説明は、一般市民は法的にできないので、検討の段階で意見交換の場を持つことが有効だ。
- ・ 議会との意見交換の機会を設定することは重要だ。
- ・ 条例が有効に機能するため、行政の実現性を視野に入れて検討することが必要と思う。
- ・ 市長と出来るだけ意見交換の機会を設ける。
- ・ 市長だけでなく、職員との意見交換の場を持つ。
- ・ 市民活動を主として所管する部局職員との意見交換が必要である。

第2班

【委員】

小林（発表者）、内田、中津原、古屋、吉川

さいたま市自治基本条例に期待すること

【市民の“夢”となるものに】

- ・ 自治基本条例は、市民の未来、夢を描くもの。土台となるもの。夢を実現するために、ゆるやかに人々をつなげるもの。

【市民の意識改革】

- ・ いかに関「市民が主役のまちづくり」が実現できるか。
- ・ 少子高齢化、財政の悪化などを背景にして、これからは行政に頼るのではなく、市民がまちをつくる時代だ。市民の意識改革が必要だ。
- ・ たとえば、高齢者がもっとまちづくりに参加できるはずであり、チャンスである。市民も汗をかく、参加意識を持たなければならない。

【行政と議会の意識改革】

- ・ 市職員や議員は、組織を守るのではなく、「市民のために働く」という意識を新たにしたい。市職員や議員の意識改革にもつなげたい。

【安全・安心に暮らせるまち】

- ・ 戦争不参加、非核などの宣言をしたい。

- ・ 治安や防災対策によって安全、安心に暮らせるまちにしたい。
- ・ 情報公開。

【持続可能な循環型社会】

- ・ 次世代が活用できる環境を残したい。

【伝統的な文化や芸術の伝承】

- ・ さいたま市にあった伝統的な食文化や芸術、お祭りを伝承したい。昔あったものを掘り起したい。家族や地域の輪が大切だ。

【子どもに配慮したまち】

- ・ 子どもに遊び場をつくりたい。子どもに配慮したまちづくりを。

【実際の効果を明確に】

- ・ 実際の活動の場面でどう役立つ条例になるのか、シミュレーションを。
- ・ 市民が提案しようとしている『まちづくり条例』の裏づけとなる条例にしたい。

【市民の声を市政に活かす仕組み】

- ・ 市民の声を市政に活かす、巻き込むための機関が必要。
- ・ 限定された人の声を拾う仕組みではなく、PTA や自治会も含めて、広く意見を拾う工夫を。

【市民の活動を支援】

- ・ NPO などの市民の活動を支援する。

【議会への規定も必要】

- ・ さいたま市議会基本条例は、市民と議会の関係についてあまり触れていない。自治基本条例では盛り込むべき。

【権力の規制と構成、両面の機能を】

- ・ 「権力規制」と「権力構成」のどちらかではなく、2つの機能が必要だ。
- ・ 行政や議会についての規定と、市民の意識や活動を盛り上げる規定の両方が必要だ。
- ・ 市民、議会、市長の責務と権限のバランスが大切だ。

【オリジナル、かつ見本となるものに】

- ・ さいたま市オリジナルの条例がつかれるか。
- ・ 議会に認められるような、特色のある条例にしたい。
- ・ 現在、たとえばニセコ町の条例が有名だが、これからの“見本”となるような他市に誇れる、新しいスタンダードになれる条例を目指す。

検討委員会のあり方について(位置づけ、役割、運営その他)

【検討委員会の位置づけ】

- ・ 人口120万都市のさいたま市で20人の委員会で条例案をつくっていいのか疑問。
- ・ 私たちは市民の代表ではない。世話人、仲介者。

【主体性のある協働】

- ・ 多様性、主体性、協調性、調和。
- ・ 本気で条例づくりに取り組めるかが課題。
- ・ 検討委員会の中も、検討委員会と他の主体も、ともに「協働」が大切。

【内容とプロセスの充実】

- ・ 我々の案がそのまま条例になるわけではないが、内容とプロセスをともに充実させて、市長や議会に認められるものにしたい。

【勉強しながら進める】

- ・ とにかく、我々が勉強しながら進めるべき。
- ・ たとえば、環境、情報公開、参加、協働など、さいたま市の個別の条例を把握する。

【部会構成について】

- ・ 権力規制と権力構成の2面があるので、その2つの部会を設けて具体的に検討したらどうか。

【運営委員会による進め方の提案】

- ・ 今日のグループ検討の結果を受けて、具体的にはどう進めるのか。
- ・ 運営委員会から、進め方を提案する。

条例づくりのプロセスについて(市民、行政、議会等との関わり方など)

【市民と行政の協働】

- ・ 市民と行政の協働による条例づくり。

【市民、団体、企業などに開かれたプロセス】

- ・ 閉じられた議論ではだめだ。
- ・ 個人のホームページで意見を募ることをしたい。
- ・ パブリックコメントの機会をつくる。
- ・ パブリックコメントは案が出来てから行うが、そうではなく、つくる途中、案が出来る前に意見を聴くことが必要だ。
- ・ いろいろな人、団体にヒアリングを行ったらどうか。
- ・ 検討委員会は市民の代表ではないが、ヒアリング相手も市民の代表ではない。誰に聴くかが大切だ。
- ・ 各委員のネットワークを活用したい。

【行政、議会との意見交換】

- ・ 市長へ途中段階を報告したり、意見交換を行いたい。
- ・ 議会との意見交換の場があるといい。

【自治基本条例を多くの市民に知ってもらおう】

- ・ 条例をつくってからのPRも大切だ。
- ・ 市民の誰もが自治基本条例を知っているような状況をつくりたい。
- ・ さいたま市の自治を知ってもらおう、自分たちのまちを知ってもらおうきっかけにしたい。
- ・ そのためには、一般的な条例のように難しい文章ではない方がいい。

第3班

〔委員〕

湯浅(発表者)、小野田、染谷、高橋、富沢、細川

さいたま市自治基本条例に期待すること

【市の課題解決の羅針盤】

- ・ さいたま市で問題が起きた時に、その問題・課題を解決できる羅針盤となるもの。
- ・ さいたま市の抱える問題の解決を助けるもの。

- ・ 自治基本条例が、さいたま市の問題・課題解決の明確な判断基準となるもの。

【住み良いまちに】

- ・ さいたま市に住んで良かったと思えるまちにすること。
- ・ 120万人の人口を有するさいたま市が「日本に誇れるまちづくり」、「日本一のまち」として確立されること。
- ・ 例えば、リッチではないけど、それを忘れられる良いまちにすること。
- ・ 女子教育に携わってきた体験から、「男女共同参画社会」の推進、「幼保一元化」の推進などが図られるまちにすること。

【住民自治の強化・深化】

- ・ 自治基本条例の本質である住民自治の強化・深化を図る。
- ・ 人権の保障等は他の法律等で保障されているので、自治基本条例では、住民自治の必要性・重要性が認識されるようにするとともに、住民自治を一層強化・深化することにポイントを絞るものとする。
- ・ 他の法律や条例などとの重複は避けて、住民自治の強化を特徴としたものとする。この住民自治の強化を特徴とした条例を「さいたま市方式」とする。
- ・ 他の自治体の自治基本条例は、憲法的なものが多く、従って“総花的”である。総花的な自治基本条例ではいけない。
- ・ 名称は「さいたま市『住民自治』基本条例」とする。意図的に「住民自治」を名称に入れその真の意味を理解してもらう。

【市民主体の自治の実現】

- ・ 市民が自治に目覚めること。
- ・ 市民主体の自治のあり方を明確にし、市民主体の自治の実現を容易にすること。
- ・ 策定プロセスを通して「私」を変えることが必要である。私は、これまで出席したことがなかった地元自治会総会に、今回検討委員会の委員になったことをきっかけに、初めて出席した。

【「新しい公共」の理解と表明】

- ・ 市民が自治に目覚め市民主体の自治の実現を通して、市民が行政に参加したくなるようになること。
- ・ 「新しい公共」という考え方の理解と表明をすること。

【議会と行政のチェック】

- ・ 住民や市民の自治がしっかり確立されていれば、議会(政治家)と行政(市長)をチェックでき、議会、行政の暴走を止めることができる。

【行政の発展】

- ・ 住民や市民の自治が確立され行政をチェックできるようになると、市政が見えてくるとともに、行政の動きに理解、納得する部分も出てくる。
- ・ 行政を身近に感じられるとともに、行政が発展していくことが期待出来る。

【市財政の安定】

- ・ 結局のところ市民参画が良好であるなら、財政的な無駄が無くなり健全化する。日本一の財政安定の市にしたい。

【条例の実効性】

- ・ 条例の実効性を高めるために、制定後に恒常的に条例の実効性をチェックする組織をつく

る。

【他の条例との関係】

- ・ 自治基本条例を条例の“王様”とするなら、条例の“王様”と“家来”との関係性から既存の条例との関係を整理する必要がある。

【分かりやすい条例】

- ・ 一読して分かりやすい条例とする。

検討委員会のあり方について(位置づけ、役割、運営その他)

【市民の意見の反映】

- ・ 条例を制定するまで、市民の意見を吸い上げる必要があり、その方法を検討する。
- ・ 検討委員会と市民が討議をすることが必要である。
- ・ 検討委員会は市民と手を携え、市民の意見をボトムアップすることが必要である。
- ・ 市民の意見を聴く何らかの機関の設置が必要である。

【検討委員会の役割】

- ・ 検討委員会は運動体であるべきである。
- ・ 検討委員会はオピニオンリーダーとしての役割を果たす必要がある。
- ・ 検討委員会は、サーバントリーダーシップに徹した運営をするべきであり、「支える」という立場でのリーダーシップが求められる。
- ・ 条文の作成は最終的には行政に任せるしかない。従って、検討委員会の委員はそれぞれが自治基本条例についての「営業マン」的な役割を担うことも求められる。
- ・ 危機管理の観点から、市民と職員は協働しなければならないし、協働できるはずである。検討委員会はそうした協働のつなぎとしての役割を果たすことが必要である。

【会議の進め方】

- ・ 会議の進め方の再確認と共有が必要だ。例えば、自分とは異なる意見に対する発言の仕方を共有すべき。例えば、ブレイクストーミングの方法では、他の発言者の発言を否定しないルールなどがあるので、そういったものを参考にすべき。
- ・ 全員が自由に発言できるように配慮してもらいたい。
- ・ 要所要所で全体会議が必要である。

【検討委員会の到達点】

- ・ 最終的な条文案作成までやってみたい。

【検討テーマの抽出】

- ・ 検討テーマを選び出し、課題を絞って検討をすすめていくことが必要である。

【行政からの資料提供】

- ・ 検討に際して、行政から役立つ資料提供をしてもらいたい。
- ・ 市民が行政と議会に何を望んでいるか、また問題点と課題を知りたい。調査報告書があれば、勉強したい。

条例づくりのプロセスについて(市民、行政、議会等との関わり方など)

【市民への情報提供と市民意見の反映】

- ・ 策定プロセスを日常的に市民へ公表していくことが必要である。
- ・ 市民に対するコンスタントな情報提供が必要であるが、その前に検討委員会が検討を始め

た旨のPRが必要である。なお、そのPR行為も行政主体でない方がよい。

- ・ とにかく市民を巻き込むことが必要であり、その方法も、“あの手この手にもう一丁”と色々工夫することが必要である。
- ・ 委員会と市民との関係は、情報発信過程、討論過程、条文化過程等の過程で、出来る限りオープンにしていく必要がある。

【パブリックコメントへ向けて】

- ・ 最終報告前にパブリックコメントを実施することが、行政側の条文修正を最小限に止めるために必要である。

【市長との関係】

- ・ 市長との対話を通して、ぜひ、進捗の確認をしながら検討を進めたい。

【議会との関係】

- ・ 条文化に至るには、議会対策が必要である。事前に、議会との話し合いをしておくことが必要である。
- ・ 議員の意見を聴く機会が欲しい。

以上